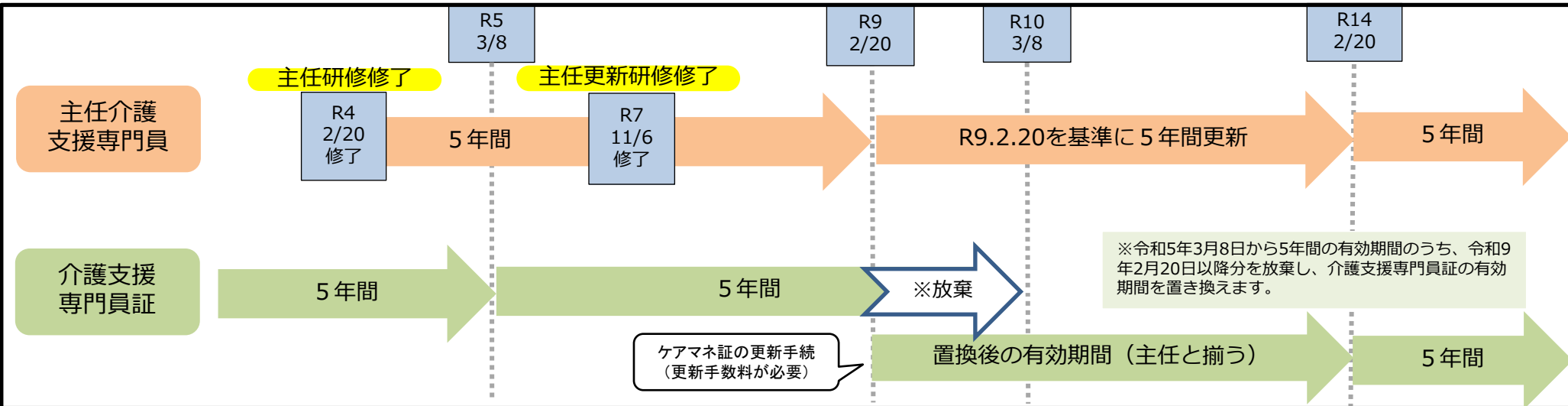


主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した者の介護支援専門員証の有効期間は、原則として主任更新研修修了証書の有効期間に置き換えて、両方の有効期間を揃えることを原則とします。ただし、主任更新研修修了時に、介護支援専門員証の有効期間が主任介護支援専門員の有効期間より先に満了する場合、例外的に有効期間を揃えられず、介護支援専門員証と主任介護支援専門員証の自己管理が必要になります。

有効期間を揃える場合の更新(例)



有効期間を揃えられない場合の更新(例)

